

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 2 月 26 日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第 1 号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第 5 条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時30分から<u>午後 5 時30分</u>までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 3 条の 2 第 5 条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い 1 日につき <u>8 時間</u> の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは 1 日につき <u>8 時間</u> の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 <u>8 時間</u> 以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1 時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 本庁の室及び課並びに盛岡教育事務所に勤務する職員のうち管理又は監督の地位にある職員等であつて別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前 8 時30分から<u>午後 5 時30分</u>まで</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第 5 条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時30分から<u>午後 5 時15分</u>までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 3 条の 2 第 5 条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い 1 日につき <u>7 時間 45 分</u> の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは 1 日につき <u>7 時間 45 分</u> の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が 6 時間以上 <u>7 時間 45 分</u> 以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1 時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第 4 条 本庁の室及び課並びに盛岡教育事務所に勤務する職員のうち管理又は監督の地位にある職員等であつて別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前 8 時30分から<u>午後 5 時15分</u>まで</p>

<p>(2) 午前9時から<u>午後6時</u>まで</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条の2 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第5条の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き<u>8時間</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)</p> <p>第6条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、1週間につき<u>30時間</u>の範囲内とする。</p> <p><u>2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）第23条第2項の規定により、任命権者が別に定めることとされている非常勤職員の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間につき35時間とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する非常勤職員の勤務時間の割振りは、所属長の定めるところによる。</u></p>	<p>(2) 午前9時から<u>午後5時45分</u>まで</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条の2 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第5条の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き<u>7時間45分</u>とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り)</p> <p>第6条 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、1週間につき<u>29時間</u>の範囲内とする。</p> <p><u>2 前項に規定する非常勤職員の勤務時間の割振りは、所属長の定めるところによる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。